

# 男女共同参画および人権・同和問題に関する 市民意識調査

## 調査ご協力をお願い

市民の皆さまには、日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

守山市では、市民が互いに認め支えあい、誰もが平等に参加できる社会の実現を目指して、様々な取り組みを進めています。

このたび、男女共同参画および人権・同和問題に関する市民の皆さまの考えや意見をお聞かせいただき、今後の施策の参考としていくため、アンケート調査を実施することとなりました。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の方の中から2,000人を無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。調査票は無記名で、お答えは、すべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、この調査目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年(2019年)7月 守山市

## ご記入にあたってのお願い

- この調査票は、封筒の宛名のご本人がご記入ください。
- ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人のお考えをお聞きのうち、またはご意向をくみ取ったうえで、代理でご記入をお願いいたします。
- お答えは、あてはまる回答の**番号に○**をつけてください。また、記入欄については、ご意見があればご記入ください。
- ※印の用語については、別紙の用語集で説明しています。
- この調査は「無記名方式」ですので、調査票や返信用封筒にあなたのお名前やご住所を記入していただく必要はありません。
- ご記入いただいた調査票は、**7月20日(土)**までに、同封の封筒に入れて(切手を貼らずに)投函してください。ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

## 【調査に関するお問い合わせ先】

守山市 総合政策部 人権政策課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

電話：077-582-1116(直) FAX：077-582-0539

E-Mail jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp



## 第 1 部 男女共同参画に関することについて

家庭生活についておたずねします。

問1 家庭では、次のような事を主として男性・女性どちらがされていますか。(①～⑪について、それぞれ1～4のうち1つに○をつけてください。)

	主として 男性	男女同じ 程度	主として 女性	わからない 該当しない
① 生活費をかせぐ	1	2	3	4
② 食事のしたく	1	2	3	4
③ 食事の後片付け	1	2	3	4
④ 掃除	1	2	3	4
⑤ 洗濯	1	2	3	4
⑥ ごみ出し	1	2	3	4
⑦ 家計の管理	1	2	3	4
⑧ 介護が必要な高齢者や病人の世話	1	2	3	4
⑨ 子育てや子どもの世話	1	2	3	4
⑩ 地域活動への参加（自治会活動など）	1	2	3	4
⑪ 学校行事、PTAなどの参加	1	2	3	4

問2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。(○は1つ)

- 1 同感しない
- 2 どちらかといえば同感しない
- 3 どちらかといえば同感する
- 4 同感する
- 5 わからない

問3 家事と育児について、あなたの考えに近いものをお答えください。(①・②についてそれぞれ1～4のうち1つに○をつけてください。)

	家族共同の仕事であり、 男女で分担して行うべきである	男女で分担すべきだが、男性は仕事が忙しくて分担できないのはやむをえない	女性の仕事であるが、男性は手伝うことも必要だ	女性の仕事であり、男性はしなくてよい
① 家事	1	2	3	4
② 育児	1	2	3	4

問4 高齢者の介護について、どのようにお考えですか。(〇は1つ)

- 1 男性も女性もともに介護をするべきだ
- 2 男女に関わらず子どもが親の介護をするべきだ
- 3 主に女性が介護することは仕方がない
- 4 その他 ( )

問5 あなた自身の介護が必要になった場合、誰に介護をしてもらいたいですか。(〇は2つまで)

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1 配偶者    | 2 息子      | 3 娘       |
| 4 息子の配偶者 | 5 娘の配偶者   | 6 ホームヘルパー |
| 7 介護施設   | 8 その他 ( ) |           |

問6 今後、男性が女性とともに家事・育児・介護を行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 まわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 5 男性による家事・育児・介護を促進する仕組みを整えること
- 6 男性による家事・育児・介護がこれまで以上に社会に認められること
- 7 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置を行うこと
- 8 男性が家事・育児などを行うための、仲間(ネットワーク)づくりをすすめること
- 9 その他 ( )

職業生活についておたずねします。

問7 女性が仕事に就くことについて、どのようにお考えですか。(〇は1つ)

- 1 ずっと仕事を続ける方がよい
- 2 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい
- 4 結婚するまでは仕事をもつ方がよい
- 5 女性は仕事をもたない方がよい
- 6 その他 ( )



地域・社会活動など仕事以外の活動についておたずねします。

問11 現在、あなたは地域・社会活動に参加していますか。(○はあてはまるものすべて)

- 1 自治会などの活動
- 2 子ども会・PTA・保護者会などの活動
- 3 防災・防犯などのNPO・ボランティア活動
- 4 福祉などのNPO・ボランティア活動
- 5 スポーツ・文化・芸術などのNPO・ボランティア活動
- 6 消費生活・環境問題などのNPO・ボランティア活動
- 7 参加したいが参加できない
- 8 何もしていない
- 9 その他 ( )

問12 問11で「参加したいが参加できない」「何もしていない」に○をつけた方のみお答えください。地域・社会活動に参加しにくい、できない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)

- 1 仕事が忙しい
- 2 家事・育児・介護等で忙しい
- 3 自分の健康や体力に不安がある
- 4 参加するきっかけがない
- 5 経済的に余裕がない
- 6 配偶者や家族の理解が得られない
- 7 参加したい活動や情報がない
- 8 付き合いや人間関係がわずらわしい
- 9 活動に関心がない
- 10 その他 ( )

問13-1 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、地域・社会活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」について、希望に最も近いものを選んでください。(○は1つ)

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい

問13-2 それではあなたの現実(現状)に最も近いものを選んでください。(○は1つ)

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先している

問14 女性が自治会長やPTA会長などの地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと
- 3 社会の中で女性が地域活動のリーダーになることについて、これまで以上に社会に認められること
- 4 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと
- 5 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること
- 6 その他 ( )

防災についておたずねします。

問15 防災・災害対策において、男女共同参画を推進するために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 防災計画の策定の場に男女がともに参画する
- 2 自治会や地域の自主防災組織の女性リーダーを増やす
- 3 避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる
- 4 避難所運営の責任者に男女がともに加わる
- 5 男女のニーズの違いに応じた相談や情報提供を行う
- 6 男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う
- 7 災害発生後に増加が懸念される性暴力やDV※への対策を強化する ※DVについては問17参照
- 8 その他 ( )

異性からの暴力についておたずねします。

問16 セクシュアル・ハラスメント(※1)について、自分が経験したり、そのような話を身近で見聞きしたりしたことがありますか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 自分が直接被害を受けたことがある
- 2 相談を受けたことがある
- 3 相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている
- 4 見聞きしたことはない
- 5 その他 ( )

問17 あなたは配偶者や恋人などから受ける身体的・心理的な暴力(DV)を経験したり、身近で見聞きしたりしたことはありますか。(〇はあてはまるものすべて)

- 1 自分が直接被害を受けたことがある
- 2 相談を受けたことがある
- 3 相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている
- 4 見聞きしたことはない
- 5 その他 ( )

問18 問16、17でセクシュアル・ハラスメントやDVのいずれかについて「1」または「2」と答えた方におたずねします。そのような時、誰かに相談しましたか。

- 1 相談した（相談先： \_\_\_\_\_）  
 2 相談しなかった（理由： \_\_\_\_\_）

問19 セクシュアル・ハラスメントやDVについて、下記の相談窓口を知っていますか。（○は知っているものすべて）

- 1 こども家庭相談課（守山市役所）  
 2 女性・男性の悩み相談（守山市役所）  
 3 心の悩み電話相談等（守山市社会福祉協議会）  
 4 人権擁護委員・人権擁護推進員（人権相談）  
 5 警察  
 6 弁護士・弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）  
 7 女性の人権ホットライン（法務局）  
 8 滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）  
 9 滋賀県子ども家庭相談センター  
 10 犯罪被害者相談窓口（NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター）  
 11 知らない  
 12 その他（ \_\_\_\_\_ ）

問20 DVについて、次のようなことが配偶者や恋人間で行われた場合、あなたはそれを暴力だと思えますか。（①～⑧について、それぞれ1～3のうち1つに○をつけてください。）

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうではない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない
① なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたりする	1	2	3
② 大声でどなる	1	2	3
③ 人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする	1	2	3
④ 何を言っても無視する	1	2	3
⑤ 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする	1	2	3
⑥ 交友関係や電話・メールを細かく監視したり制限したりする	1	2	3
⑦ 生活費を渡さない	1	2	3
⑧ いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3

男女平等意識についておたずねします。

問21 あなたは、次の分野において男女は平等になっていると思いますか。(①～⑧について、それぞれ1～4のうち1つに○をつけてください。)

	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない
① 家庭生活で	1	2	3	4
② 職場の中で	1	2	3	4
③ 学校の中で	1	2	3	4
④ 地域活動の場で	1	2	3	4
⑤ 政治の場で	1	2	3	4
⑥ 法律や制度の上で	1	2	3	4
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4
⑧ 社会全体でみて	1	2	3	4

問 22 問 21 の「⑧社会全体でみて」において、「男性が優遇されている」と答えた方におたずねします。改めて男女不平等の原因は、どこにあると思われますか。(○はあてはまるものすべて)

- 1 男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強い
- 2 男性が仕事優先、企業中心の考え方が根強い
- 3 男女の差別を人権問題として捉える意識が薄い
- 4 男女平等について男性の意識が薄い
- 5 男女平等について女性の意識が薄い
- 6 女性の能力を発揮できる環境や機会が十分でない
- 7 女性の意欲や能力が男性に比べて低い
- 8 育児、介護などを男女がともに担うための制度やサービスが整っていない
- 9 家庭や学校における教育不足
- 10 その他 ( )

そのほかのことについておたずねします。

問23 次の男女共同参画に関する言葉を知っていますか。(①～⑩について、それぞれ1～3のうち1つに○をつけてください。)

	内容(意味)を知っている	聞いたことはあるが内容までは知らない	知らない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	1	2	3
③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3
④ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	1	2	3
⑤ 守山市男女共同参画推進条例	1	2	3
⑥ 第3次守山市男女共同参画計画(ともに輝く守山プラン2020)	1	2	3
⑦ ワーク・ライフ・バランス(※2)	1	2	3
⑧ デートDV(※3)	1	2	3
⑨ イクボス(※4)	1	2	3
⑩ 働き方改革	1	2	3

問24 男女共同参画社会づくりに向けて、守山市では今後どのようなことに特に力を入れていくべきだと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

- 1 市民に対し、男女共同参画について学習会の開催などの啓発活動を進める
- 2 学校教育や社会教育の場において、男女平等や相互理解・協力を得るための学習を進める
- 3 市の審議会等委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 4 各種団体や地域で活躍する女性人材を養成する
- 5 職場において、男女格差をなくすよう企業主等に働きかける
- 6 保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスなどを充実させる
- 7 女性の就業・再就業の支援、働く女性への支援を充実させる
- 8 働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス(※2)(仕事と生活の調和)の普及を推進する
- 9 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 10 その他( )